第明治三十種郵便物認可

		十九　次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。 イ　船積み地を離れて24時間は、次に掲げる事項を行うこと。 ⑴　積載場所において貨物の表面を通風すること。この間、積載場所の空気中のメタン濃度の計測を行うこと。 ⑵　⑴により計測されたメタン濃度が許容できる値である場合は、通風口を閉鎖し、積載場所の空気中のメタン濃度の計測を行うこと。 ⑶　⑴により計測されたメタン濃度が許容できる値でない場合は、メタン濃度が許容できる値になるまで、貨物の表面を通風し、当該場所の空気中のメタン濃度の計測を行うことを繰り返すこと。 ロ　積載場所の空気中のメタン濃度の計測は、毎日行うこと。 二十　貨物から発生するメタン、酸素及び一酸化炭素を隣接する閉鎖区域に蓄積させないこと。 二十一　閉囲された作業場所においてメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測し、通風すること。 二十二　定期的に積載場所においてビルジのＰＨの計測を行い、その結果、ビルジウェルの腐食の危険性があると判断した場合は、積載中はビルジウェルにビルジが蓄積しないようにすること。
石炭スラリー	COAL SLURRY	一　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 五　積載場所の空気中のメタン濃度を計測するための機器を船舶に備え、定期的に計測を実施すること。 六　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
コークブリーズ	COKE BREEZE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　航海中は積載場所を通風しないこと。 五　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 七　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞物を取り除くこと。
魚 （ばら積み）	FISH (IN BULK)	一　規則第十六条の二に規定する資料の提出は要しない。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
蛍石 （フッ化カルシウム）	FLUORSPAR	一　食品及び腐食性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。